

# 富士

December  
2023 [第632号]



## Contents

- 2 マル経50周年感謝状贈呈式  
マル経融資制度案内
- 4 富士地域の広域道路整備推進事業

### Regular contents

- 6 各種お知らせ
- 9 かんたん解説! 水崎先生の知財講座
- 10 活動レポート
- 12 新入会員紹介/共済通信
- 14 商店街情報

by KD project 深澤みなみ

経営に役立つオトク情報を  
メールでお届け!

支援施策・セミナー  
など最新情報を毎週  
木曜日に配信してい  
ます。



QRコードから  
ご登録ください。

小規模事業者の経営を応援

# マル経融資制度

## 小規模事業者経営改善資金

無担保  
無保証人  
低金利

### マル経融資制度とは…

小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を、富士商工会議所の推薦に基づき、有利な条件で(株)日本政策金融公庫から借りられる国の融資制度です。

貸付限度額  
2,000万円

年金利  
1.2%  
(R5.11月20日時点)

返済期間  
運転資金… 7年以内  
設備資金… 10年以内

担保・保証人  
不要です



### ご利用いただける方

- 従業員数 商業・サービス業… 5人以下の個人・法人  
製造業・サービス業… 20人以下の個人・法人
- 6ヵ月以上富士商工会議所の経営指導を受けている事業所
- 最近1年以上富士市内で同一事業を継続して行っていること
- (株)日本政策金融公庫が融資の対象している業種
- 所得税、法人税、住民税、事業税を完納していること



さらに富士市の利子補給制度を利用し、有利に借り入れができます。貸付利率のうち2年間については、**0.5%の利子補給**を富士市が行い、支払った利子の一部が補助されます。



### 融資の条件

対象資金		融資限度額	返済期間
運転資金	材料・商品等仕入資金、買掛金決済、人件費・外注費等の諸経費支払 等	2,000万円	7年以内 (措置期間は1年以内)
設備資金	工場・店舗等改装資金、事業用車両・機械設備の購入 等		10年以内 (措置期間は2年以内)

※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。



### 申込に必要な書類

- 前期、前々期の確定申告書・決算書
- 税金の領収書または納税証明書
- 設備資金を申し込む場合は見積書
- 不動産のある場合は不動産登記簿謄本
- 商業登記簿謄本(法人のみ)
- 決算後6ヶ月以上経過している場合は最近の試算表(法人のみ)

問合せ先/富士商工会議所 中小企業相談所 TEL. 0545-52-0995



# 小規模事業者を支えて半世紀

## — マル経融資が制度創設50周年を迎えました —

小規模事業者経営改善資金「マル経融資」(以下マル経)は、商工会議所・商工会等の経営指導を受けている小規模事業者が無担保・無保証人で利用できる融資制度として、昭和48(1973)年10月に創設され、本年度50周年を迎えました。これを記念して、11月14日に日本政策金融公庫沼津支店・五十嵐邦延支店長より、富士商工会議所・浅見祐司会頭に感謝状が手渡されました。

同時に、中小企業の8割強を占める小規模企業は国内経済に不可欠な企業群として、位置づけられました。そして、担保力、信用力と資金調達面で悩んでいる小規模企業に対して、経営指導と金融の一体化を図り、経営改善普及事業の実効性を高めるための施策が強く望まれました。

向けて融資として、無担保・無保証人の貸付制度としてマル経が誕生しました。全国の商工会議所・商工会の経営指導員と政府系金融機関・日本政策金融公庫(創設当時・国民金融公庫)の担当者が手を携えて、小規模事業者の資金繰りを支えてきました。これまでに全国で500万件以上の利用実績があります。

昭和40年代の高度経済成長下に中小企業構造の高度化政策が重視され、小規模企業対策強化が重要な政策課題となりました。

この要望を受け当時通商産業省は、小規模企業対策の抜本的拡充を翌年重点施策に掲げ、小規模企業

「1兆円の経営改善基金を設定し、全国商工会議所組織を活用して小規模事業者の振興を図る」との構想を盛り込んだ要望書を政府へ提出しました。

こうした状況を受け、日本商工会議所は昭和47(1972)年7月、「1兆円の経営改善基金を設定し、全国商工会議所組織を活用して小規模事業者の振興を図る」との構想を盛り込んだ要望書を政府へ提出しました。

今後も、さらに多くの事業者の皆さまへ届くよう、努めてまいります。

# 市内道路のネットワーク整備、田子の浦港の整備促進 富士商工会議所は富士市と共に国へ要望しました

国道139号富士改良の早期完成、国道1号富士由比バイパス(富士立体)の早期着手、西富士道路への新インターチェンジの設置、田子の浦港の機能維持および観光拠点のにぎわい創出について、小長井市長・浅見会頭の連名にて国土交通省、財務省へ要望書を提出しました。

## ■富士市内の道路ネットワーク整備について

富士市は、静岡県を代表する工業都市である一方、東西交通の要衝であるとともに、山梨県側とつながる広域交通の接続点と位置付けられています。

近年、交通量の増加により、通勤時間帯を中心に渋滞し、中心市街地で交通事故が多発するなど、地域の日常生活もより経済活動に多大な影響を及ぼしています。さらに、懸念される南海トラフ巨大地震への対策として、緊急輸送路及び地域住民の避難路確保など災害対応の必要性にも迫られています。

世界文化遺産 富士山の南側玄関口である当市において、円滑な道路ネットワークは、渋滞の緩和だけでなく、観光振興にも大きく寄与すると期待されます。また、生産性の向上を図り、産業・観光振興等のストック効果を高めるため、道路整備を計画的に進めるとともに、重要物流道路の更なる指定など道路ネットワークの強化は、国土強靱化および地方創生に資すると考えます。



富士市内の道路ネットワーク整備について(要望書から抜粋)

### 【要望事項】(要約)

- ① 国道139号富士改良の早期全線開通
- ② 国道1号富士由比バイパス富士立体の早期全面着手
- ③ 国道139号西富士道路へ新インターチェンジの設置について早期実現
- ④ 国道139号西富士道路広見インターチェンジ改良事業の推進
- ⑤ 令和6年度当初予算における当市の道路事業予算の所要額を満額確保
- ⑥ 地方が必要とする道路整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設
- ⑦ 防災・減災、国土強靱化に向けた取組みに必要な予算・財源を確保するとともに、5か年加速化対策後も継続的に取り組む

## ■田子の浦港の港湾整備促進について

田子の浦港は、昭和36年の開港以来、県東部の産業経済を支える物流拠点として、大きな役割を果たしています。

港口部に大量に堆積する沿岸漂砂による航路埋塞への対策は、航路機能を確保する上で最重要課題となっています。また、老朽化が進んでいるため、台風・地震時に唯一の港口である中央航路護岸の崩壊が危惧され、近年は波浪の影響による荷役障害も発生し、昨年の台風15号でも河川からの流入土砂により、泊地が埋没する被害が続いています。

一方、「みなとオアシス田子の浦」として本港を核としたにぎわいづくりに取り組み、新たな観光需要を創出しています。

### 【要望事項】

- ① 大型船による貨物の安定輸送に資する港口部の航路機能確保に対する支援
- ② 災害に強い港づくりに向けた港湾機能の確保への支援
- ③ 社会資本整備総合交付金により港内の埋没対策を着実に推進するための支援
- ④ 「みなとオアシス田子の浦」を核としたにぎわいづくりの推進に向けた支援

## ■産業界を代表して海野副会頭から

道路ネットワークの整備により、交通渋滞の緩和やアクセス性の向上が図られるなど、富士市における交通課題の解消に大きく寄与するものと期待しています。ポストコロナの時代には、人流・物流を支える強靱な道路ネットワークが、産業界の大きな支えとなります。

製紙・輸送機器・化学などの産業が集積する富士市の道路及び港湾は国内のサプライチェーンを維持する上で、大変重要な産業インフラとして認識されています。また、東西交通の要衝でもあり、市内を通過する交通と地域内の交通をどのようなに繋いでいくかは重要な課題です。東京との距離も近い立地であり、利便性がより向上すれば、都市として、さらなるポテンシャルアップが期待できるため、今後も関係する部局と連絡を密に



田子の浦の港湾整備促進について(要望書から抜粋)



左から海野副会頭、小長井市長、佐藤中部地方整備局長



左から岸川道路局次長、小長井市長、細野議員

### 要望書の提出スケジュール

- 令和5年8月4日 国土交通省 静岡国道事務所
- 同 8月29日 国土交通省 中部地方整備局
- 同 10月25日 国土交通省、財務省

して対応したいと思っております。

家族っていいね!  
車と家族と ずう~とずっとお付き合い

**福田特許事務所**  
特許、実用新案、意匠(デザイン)、商品の出願  
特許調査、訴訟、異議申立 など

毎週水曜日は、会議所にて無料相談を実施しています。

〒1105-0003 東京都港区西新橋1-6-13 柏屋ビル2階  
TEL 03-3501-8751 FAX 03-3501-3786

**ホームページを作る会社の社長です!!**

この広告は、ホームページを作りたい方だけに見えています

ホームページ制作を依頼頂いたお客様に...  
写真撮影付!

株式会社色八屋  
〒416-0947 富士市大淵159-115  
TEL 0545-61-8593

**マキヤグループ**  
High Quality Low Price 高品質 低価格

**ESPOT**

プロの品質とプロの価格  
業務スーパー POTATO OFF HOUSE HARD-OFF

〒417-0801 富士市大淵2373番地  
TEL 0545-36-1000 FAX 0545-36-1500  
URL https://www.makiya-group.co.jp

# アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が「義務化」



## <安全運転管理者の追加業務(令和5年12月1日より)>

- ① 運転の前後の運転者に対し、目視等により酒気帯びの有無の確認をするほか、アルコール検知器を使用して確認すること
- ② 確認の記録を1年間保存し、アルコール検知器を常時有効に保持すること



## <酒気帯び確認の内容の記録>

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録が必要です。

- ① 確認者名
- ② 運転者
- ③ 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法(対面でない場合は具体的方法等)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項

- 一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。
- 安全運転管理者の選任義務違反に対する罰則が、5万円以下の罰金から、50万円以下の罰金に引き上げられました。



安全運転管理者制度に関する不明点・詳細については、左記の警察庁ウェブサイトから

# 電子帳簿保存法への対応

## 請求書などをデータで送付・受領している方はご注意ください！

令和4年1月以降に請求書・領収書・契約書・見積書などを、PDF等の電子データで送付・受領した場合、原則、印刷した書面での保存は認められません。

令和5年12月31日をもって2年間の猶予措置が廃止されるため、それらの電子データを送付・受領したときは、PDFやスクリーンショットによる保存が必要になります。

申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

### <保存方法にもルールがあります>

#### ①改ざん防止措置

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムの導入」もしくは、システム費用等をかけずに「改ざん防止のための事務処理規程を定める」必要があります。

#### ②検索機能の確保

エクセル等で索引簿を作成もしくは、ファイル名を「日付・金額・取引先」のように規則的な名前にして管理する必要があります。

### <令和5年度税制改正による要件緩和>

令和6年1月1日以後に発生する電子取引データについては、以下の新たな猶予措置が整備されます。

対象	改ざん防止措置	検索機能の確保	その他の主な要件
全ての事業者	原則	必要	必要
	例外	必要	不要
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等	猶予措置	不要	不要

※印刷した書面を日付等ごとに整理して保存(2年前の売上高5,000万円以下の事業者は印刷した書面の保存も不要)  
 ※税務職員から求められた際にデータで渡す(データを消去しない)  
 ※印刷した書面の保存  
 ※税務職員から求められた際にデータで渡す(データを消去しない)

参考：中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策（日本商工会議所）



詳細は、左記QRコードの国税庁ホームページでご確認ください。

『改ざん防止のための事務処理規程』のひな形や、エクセルを用いた索引簿の作例が公表されています。

# 『縁むすびん! 婚活パーティー in Fuji』開催のお知らせ

【日時】令和6年2月2日(金) 18:30~21:00

【会場】ホテルグランド富士

【募集人員】60名

独身男性30名 25~43歳

※富士市在住・在勤

独身女性30名 25~43歳

※結婚に前向きな方

【参加費】男性 5,500円(税込) / 女性 1,980円(税込)

※キャンセルの場合、原則返金はいたしません

【申込方法】QRコードからお申込みください。

FAX・会議所窓口でも受付可。(QRコード申込を優先)

※会員事業所優先

【受付期間】令和5年12月15日(金)~令和6年1月12日(金)

※先着順、定員に達し次第締め切り

申込は原則、こちらのQRコードから  
 からお申込みください。



問合せ / 富士商工会議所 振興課

TEL. 0545-52-0995

お客様の危機管理と遵法をサポートする...



## サンコー防災株式会社



本社・本店 〒417-0058 富士市永田北町9-15  
 TEL.0545-52-3973 FAX.0545-52-7140

富士宮営業所 〒418-0052 富士宮市淀平町926

静岡支店 〒422-8063 静岡市駿河区馬淵2-4-1

清水営業所 〒424-0006 静岡市清水区石川本町2-7

藤枝営業所 〒426-0044 藤枝市大東町448-1

袋井営業所 〒437-0065 袋井市堀越1130-6 TMビル102

三島支店 〒411-0907 駿東郡清水町伏見269-5

御殿場営業所 〒412-0043 御殿場市新橋926-13

伊豆営業所 〒410-2322 伊豆の国市吉田559-1

松崎事務所 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈277-2

- 建設業許可：静岡県知事 許可 第000314号
- 取扱品目：各種消火設備(消火器、スプリンクラー設備等)  
 警報設備(自動火災報知設備、非常警報設備等)  
 避難設備(避難器具、誘導灯及び誘導標識等)  
 地震対策用品、監視カメラ、インターホン等
- 資格所持者：(正社員)  
 消防設備士 甲種(特種11名、1類38名、2類26名、3類26名、4類75名、5類25名)  
 消防設備士 乙種(2類1名、4類21名、5類1名、6類67名、7類29名)  
 消防設備点検資格者(特種2名、1種64名、2種60名)  
 防火対象物点検資格者(43名)、防災管理点検資格者(16名)  
 電気工事士(1種3名、2種22名)、防火管理者(甲種3名)  
 防火設備検査員資格者(20名)、防犯設備士(2名)  
 危険物取扱者 甲種(2名)  
 危険物取扱者 乙種(1類4名、2類4名、3類4名、4類16名、5類4名、6類5名)  
 危険物取扱者 丙種(1名)  
 工事担任者(デジタル第1種2名、DD第1種1名、A1第3種2名)  
 配管技能士(2級1名)  
 電気工事施工管理技士(1級1名、2級1名)  
 建設業経理士(1級2名、2級5名)



※2023年11月現在

受講  
無料

会員限定 従業員の人材育成に

# 日商簿記3級eラーニング講座

富士商工会議所では適切な経理処理に必要な商業簿記の修得を後押しするため、  
期間中受け放題のeラーニング講座を無料で提供します。  
新入社員や中堅社員のスキルアップ、経理担当となった従業員に  
もう一度基礎から修得させたい場合などにご活用ください!

## eラーニング講座 3つのメリット

- ①書籍だけでは理解しにくいこともWEB講義の視聴で分かりやすい
- ②苦手分野を何度でも視聴・演習できる
- ③分からない点を講師に質問できる

対 象	会員事業所およびその従業員
学習レベル	日商簿記3級程度
講座内容	WEB講義26回(約30時間)と答案練習15回(約20時間) 模擬問題10回分(答案作成1時間+解説1.5時間/回)
講 師	一般社団法人日本商業教育振興会
学習期間	約3か月(目安)

※受講にはパソコン(タブレット、スマホ)とネット環境が必要です。  
※テキスト代など、受講にかかる費用は一切ございません。

### <申込方法>

- ①右記QRコードより必要事項を入力し、お申し込みください。
- ②お申込み手続き終了後、ご登録のメールアドレス宛に受講ID・パスワード等をご案内します。  
※ID等のご案内には2週間程度かかります。  
※従業員の方は必ず会社を通じてお申し込みください。  
※1利用者につきID等を1つ発行します。受講者数の上限はありません。



### 【注意事項】

- 本講座のコンテンツ(テキストや動画等)に関する著作権は、一般社団法人日本商業教育振興会に帰属します。
- 本講座は、申込事業者内においてご活用ください。複製、二次利用等は、禁止とします。



問合せ先/富士商工会議所 経営相談課 TEL. 0545-52-0995

## 簿記検定3級 試験情報

統一  
試験

【日時】2024年2月25日(日)

【会場】富士商工会議所 受験料2,850円(税込)

自身のタイミングで受験できるネット試験もあります。詳しくは右記QRコードから。



# かんたん解説! 水崎先生の 知財講座



毎週水曜日に無料で特許相談を開催しております。  
事前予約制ですので、ご予約の方は富士商工会議  
所経営相談課：0545-52-0995へ電話ください。  
※第5水曜日は休みです。

## 知的財産権の独占は、 いつまでも続かない？



皆さんこんにちは。福田特許事務所、弁理士の水崎です。

これまで、アイデアを独占するためには、特許庁に出願する必要があること、そして、審査を受けていくつかの条件(新規性や進歩性など)をクリアしなければならぬことについてお話してきました。

審査の結果として、条件をクリアしていることが認められれば、独占が認められます。もう少し正確にいうと、審査で条件クリア↓特許庁に登録↓独占OK!という順番です。

「登録」というのは、独占が認められた発明、特許権者の名前や所在などを、特許庁が記録しておくということです。法務局の登記みたいな感じですかね。

ところで、知的財産の世界では、独占している期間が決まっています。これを、存続期間といいますが、発明、考案、意匠、商標でそれぞれ違います。

注意したいのが、商標です。発明、考案、意匠は、出願(特許庁に申請した日)から10年ですが、商標だけは、登録(特許庁に登録した日)から10年なので、始まりが違ふんですね。

では、存続期間が過ぎると、どうなるのでしょうか？

知的財産が何のためにあるか、それは、産業の発達のためです。製品を販売して、誰かがそれをマネして売り始めたらイヤですよ。法

律が、アイデアの独占を保障してくれば、安心してビジネスができる。こうして新しい製品がどんどん世の中に出回れば、産業が発達するワケです。

ですが、もし永久に独占が保障されたらどうなるでしょう。  
トーマス・エジソンが発明した白熱電球(本当はジョゼフ・スワンというイギリスの学者が最初の発明者ですが)、未だに独占が保障されていたら、電球を使う度に、発明者の遺族に使用料を払い続けることになりますよ。これでは産業は停滞してしまいます。

ですから、ある程度の時間(存続期間)が過ぎたら、独占はナシにして、そのあとは、誰でも自由に使えるようになるのです。法律は、その方が、産業を発達させるためには良いと考えたのです。

存続期間	
発明	出願から20年
考案	出願から10年
意匠	出願から25年
商標	登録から10年

水崎 慎/みずさき・しん  
福田特許事務所 弁理士(特定侵害訴訟代理業務付記)。富士商工会議所知的財産相談員。エンジニアを経て弁理士試験に合格。特許庁や裁判所への代理業務の他、企業向け、教育機関向けのセミナーなど、幅広く従事。



### 株式会社 東亜ビルサービス / 有限会社 東亜美装

本社 〒419-0201  
静岡県富士市厚原131番地の1  
TEL. (0545) 72-3211  
TEL. (0545) 72-3300  
URL. <http://www.toa-bs.co.jp>

東京支店 〒104-0041  
東京都中央区新富1丁目  
7-14三和ビル4階  
TEL. (03) 6280-3606  
E-mail. [info@toa-bs.co.jp](mailto:info@toa-bs.co.jp)

### NTK株式会社

本社 〒103-0026  
東京都中央区日本橋兜町16-9  
第二松木ビル3階  
TEL. (03) 5614-0720  
URL. <https://www.ntkkk.co.jp>

- ◇清掃・設備保守
- ◇飲料水貯水槽清掃
- ◇施設・交通誘導警備
- ◇衛生害虫防除
- ◇空気環境測定
- ◇マンション管理
- ◇一般・産業廃棄物収集運搬処理
- ◇清掃資器材販売

- ◇不動産賃貸・売買
- ◇ビル修繕工事一式
- ◇ビル管理・経営代行
- ◇設備・保守・メンテナンス